



2024年9月19日

各位

会社名 株式会社東光高岳
代表者名 代表取締役社長 一ノ瀬 貴士
(コード: 6617 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画部長 横手 康治
(TEL. 03-6371-5003)

品質に係る総点検調査結果について

当社は、2021年8月27日「品質管理に係る不適切事案についてのお知らせ」の公表後、2022年5月24日には、当社製品の品質に係る総点検調査（以下「第一次品質総点検調査」）が完了し、新たな同種事案は確認されなかったとして、その結果を当社ホームページにてお知らせするとともに、再発防止策として「QMS（品質マネジメントシステム）の再構築」「人財育成の強化」「コミュニケーションの充実」「意識・風土改革」の4つの取り組みを進めてまいりました。

この取り組みを進める過程において、社内通報により新たな不適切事案が判明（2023年5月16日公表）したことから、第一次品質総点検調査において、この不適切事案を発見できなかった原因を分析し、調査方法の見直しを行いました。そのうえで、当社および当社子会社が取り扱う全製品を対象として、品質に係る総点検調査（以下「第二次品質総点検調査」）を改めて実施してまいりました。

この第二次品質総点検の過程で判明した不適切事案については、逐次公表してまいりました（2024年1月22日公表、2024年5月14日公表）が、この度、9月19日をもって第二次品質総点検調査が完了いたしましたので、追加で判明した不適切事案を含め、調査結果をお知らせいたします。

なお、現在は、全ての事案において是正措置の完了、実行が確認され、公的規格やお客さまと合意した仕様に準拠した検査を経て、製品が出荷されていることを確認しております。

また、特定のお客さまとの間で製品品質の健全性評価の調査方法について協議を進めている事案がございますが、それ以外の事案については、製品の健全性評価の結果、品質および安全性の問題を惹起するものではないと考えられることから、これまでどおり安心してお使いいただけます。

当社は、本件不適切事案の対象となった製品をご購入いただいたお客さまに対し、製品の品質および安全性についてのご説明、今後の対応などの協議を順次進めております。

当社は、これまで公表してきた一連の不適切事案に対し、背景を含めた徹底的な真因究明と再発防止策の検討を進めておりますが、調査・検証委員会より本日受領しました追加報告書・最終報告書および同委員会から受領した中間報告書（2024年5月14日公表）の提言も踏まえ、「安全・品質・コンプライアンスを最優先とする企業へ再生するための改革策」の策定、実行をしてまいります。

なお、この改革策につきましては、取り纏め次第、改めてお知らせいたします。

本件につきまして、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまには、ご心配ご迷惑をおかけしておりますことを改めてお詫び申し上げます。

<関連するお知らせ>

- ・2021年8月27日 [品質管理に係る不適切事案についてのお知らせ](#)
- ・2021年9月8日 [当社製ガス絶縁開閉装置の不適切事案に関する調査について](#)
- ・2021年10月29日 [当社製ガス絶縁開閉装置の不適切事案に関する再発防止策について](#)
- ・2021年11月30日 [当社一部製品の品質管理に係る不適切事案について](#)
- ・2022年5月24日 [当社製品の品質管理に係る総点検調査結果について](#)
- ・2023年5月16日 [変成器類の一部製品における不適切事案の発生について](#)
- ・2024年1月22日 [当社製特別高圧変圧器類の不適切事案に関するお知らせ](#)
- ・2024年5月14日 [変成器類の一部製品における不適切事案について](#)
- ・2024年5月14日 [特別高圧変圧器類の不適切事案に関する調査・検証委員会の中間報告書受領について](#)

1. 第二次品質総点検調査の内容

2022年5月24日に結果をお知らせした第一次品質総点検調査では、ガス絶縁開閉装置の不適切事案（2021年8月27日公表）と同事象の有無を確認する観点から、調査対象を出荷試験成績書に限定したこと、過去に遡った調査が十分ではなかったことにより、形式試験成績書における不適切事案、および現在は是正済みである過去の不適切事案等を発見することができませんでした。

これらの反省を踏まえ、今回の第二次品質総点検調査では、第一次品質総点検よりも点検対象を拡大した書面調査である「実態調査」、不適切な対応の有無や、過去に行われていた不適切事案の有無を広く確認するため、従業員を対象としたアンケートおよび個別のヒアリングを行う「コンプライアンス調査」、並びに、既に判明している不適切事案と類似した不適切行為が行われていないか工場設備の確認を行う「試験設備の点検」を実施いたしました。各調査の具体的な内容等は、以下のとおりとなります。

(1) 実態調査

- ・ 当社および子会社が調査時点で取り扱っている製品及び廃形となってから10年以内の全製品を対象として、お客さまへ提出したドキュメント類の妥当性・正確性の調査を以下の項目に沿って実施いたしました。

【対象ドキュメント】

形式試験成績書（997形式）、出荷試験成績書（914件）、品質管理工程図（428件）、外注購入品一覧（105件）、現地試験成績書（518件）、その他お客さまに対して提出している承認用の仕様書や図面等（291件）

【確認項目】

- ① 実際の試験記録と顧客仕様との整合性
 - ・ お客さまと合意している当社が発行した製作仕様書に記載されている一つ一つの試験項目が適切に実施されているか
 - ・ 試験条件や実施条件を厳しくするまたは緩和させる場合、お客さまとの協議を行わずに、または形式試験成績書に明記せずに、他の試験データを流用していないか

- ② 実際の試験内容と公的規格との整合性
 - ・ JIS、JEM、JECなどの公的規格に定められた、全ての試験項目および内容が適切に実施されているか
- ③ 社内基準との公的規格との整合性
 - ・ 社内検査基準・技術標準・検査手順書などが、公的規格に適合されているか
- ④ 実際の試験記録と成績書との整合性
 - ・ 実際に実施された試験結果が、公的規格に規定された方法や判定基準により、良否判定され成績書に記載されているか
- ⑤ お客さまの仕様に定める主要購入部品と当社が使用する主要購入部品との整合性
 - ・ 主要部品の購入仕様書や試験成績書、顧客仕様書から、購入品が公的規格やお客さま仕様で定める規定通りに試験されているか
- ⑥ 形式試験データの信憑性確認
 - ・ 形式試験データについて、過去の試験データを用いる場合は、お客さまの了承を得たうえで、同形式同仕様の試験データを使用しているか

(2) コンプライアンス調査

- ① コンプライアンスアンケート（2023年7月および11月）
 - ・ 当社、当社の国内子会社および国外子会社1社の全従業員（3,196名）を対象に、法令、社内規程・ルール、公的規格への違反や、お客さまとの契約事項等に対する不適切な対応がないかを確認するため、外部の弁護士の監修したアンケート調査を実施いたしました。
- ② 2023年度品質月間品質アンケート（2023年11月～12月）
 - ・ 当社全従業員（2,470名）を対象に、アンケート実施時点で当社にて製造していた製品全てに関し、出荷試験の省略や公的規格またはお客さまから要求されている仕様からの変更を行っていないかの調査を実施いたしました。
- ③ 計量事業本部のアンケートとヒアリング（2024年2月）
 - ・ 前述の調査・アンケート等の結果も踏まえ、より詳細な内容について確認を行うため、2023年5月16日公表の不適切事案発生部門である計量事業本部において、品質保証部門21名を対象に、過去に遡って不適切な検査を行っていないかについて、アンケートおよびヒアリングによる調査を実施いたしました。
- ④ 全社品質保証部門に対するアンケート（2024年4月）
 - ・ 前述の調査・アンケート結果から、より詳細な内容について確認を行うため、当社品質保証部門在籍者および過去の在籍していた者（現当社グループ会社への在籍者を含む）264名を対象に、過去も含めて不適切な検査や試験成績書への虚偽記載を行っていないかについてアンケート調査を実施いたしました。

(3) 試験設備の点検

当社は、先に公表している特別高圧変圧器類の不適切事案判明後、類似事案が行われていないか調査する目的で、2023年12月21日から同年12月27日までの期間に、当社の3拠点（小山地区、蓮田地区、浜松地区）、当社の子会社および当社の取引先に設置されている全ての製品の耐電圧試験設備に対し、変圧器事案と同様の不適切な回路が設置されていないか現物確認を実施いたしました。

2. 第二次品質総点検調査の結果

前述1. (1)の実態調査において、新たな不適切事案は発見されず、また、前述1. (3)の試験設備の現物確認においても不適切な試験回路は発見されませんでした。

一方、前述1. (2)①のコンプライアンスアンケート調査の結果、「不適切な事例がある」または「不適切に繋がるおそれのある事例や疑義がある」という回答が586件（アンケートへの回答の時点で当社として既に是正済みであったもの、重複して回答されたものも含まれます）確認されました。

かかるアンケート結果を踏まえ、当社は、社内担当者および外部の弁護士で構成するコンプライアンス調査チームを組成し、回答者へのヒアリングや関係書類、証跡の調査により事案の内容を確認したうえで、詳細な事実関係を調査するために、前述1. (2)②から④までのアンケートおよびヒアリングを行い、不適切事案を以下の分類に整理するとともに、必要な是正措置を進めてまいりました。

- ・ 「法令違反の懸念のある案件」、「公的規格違反の懸念のある案件」、「お客さまとの契約条件に反するまたは、お客さま要求を満たしていない懸念のある案件」（55件）
- ・ 「社内ルール違反の懸念のある案件」、「ハラスメントの懸念がある案件」（40件）
- ・ 明確なハラスメントとまではいえないが、各部署、組織での対応が必要な案件等（111件）
- ・ 上記以外の回答（380件）については、調査の結果、「法令、公的規格、社内ルール違反ではない案件」、「アンケート調査前に会社として是正・対応済みの案件」、あるいは、「他の回答と重複する案件」であることを確認しました。

これらの事実解明調査と是正措置を進めた結果、お客さまの要求仕様（公的規格を含む）や法令違反に該当し、複数のお客さまへご説明が必要な事案、製品品質の健全性についてお客さまへのご説明や協議が必要な事案、これまで公表してきた事案の追加調査で判明した事案、ならびに調査・検証委員会から受領した中間報告書（2024年5月14日公表）において報告を受けた事案を抽出いたしました。その結果、第二次品質総点検調査の結果として広くお知らせする必要がある不適切事案は、次頁に示す計8事案であり、各事案の概要、発生原因、是正状況等については別紙のとおりとなります。

なお、この公表事案以外に、特定のお客さまとの間で製品品質の健全性評価の調査方法について協議を進めている事案がございますが、当該事案についてはこの協議結果を踏まえた対応を進めてまいります。

【第二次品質総点検調査により判明した不適切事案】

	件名
①	特別高圧変圧器 雷インパルス耐電圧試験 75%未満実施および巻線構造の一部部位における雷インパルスに対する絶縁性能の疑義（調査・検証委員会中間報告書提言）
②	JECに定められた試験設備配置不適合（調査・検証委員会中間報告書提言）
③	JECに定められた応答特性不適合（調査・検証委員会中間報告書提言）
④	特別高圧変圧器 雷インパルス耐電圧試験電圧・電流波形の事実と異なる波形データの報告（調査・検証委員会中間報告書提言）
⑤	変成器 部分放電試験未実施
⑥	気中断路器および接地開閉器 出荷試験省略
⑦	経歴詐称による公的資格取得
⑧	特定のお客さま（海外）が対象となる銘板不正使用

3. 当社グループの業績への影響

現時点において、今回の公表に伴う当期の連結業績予想の修正はございません。今後、当期の連結業績に影響が見込まれることとなった場合には、速やかに公表いたします。

以 上

別紙：第二次品質総点検により判明した不適切事案 一覧

公表文番号	タイトル
①	特別高圧変圧器 雷インパルス耐電圧試験 75%未満実施および巻線構造の一部部位における雷インパルスに対する絶縁性能の疑義 (調査・検証委員会中間報告書提言)
②	JEC に定められた試験設備配置不適合 (調査・検証委員会中間報告書提言)
③	JEC に定められた応答特性不適合 (調査・検証委員会中間報告書提言)
④	特別高圧変圧器 雷インパルス耐電圧試験電圧・電流波形の事実と異なる波形データの報告 (調査・検証委員会中間報告書提言)
⑤	変成器 部分放電試験未実施
⑥	気中断路器および接地開閉器 出荷試験省略
⑦	経歴詐称による公的資格取得
⑧	特定のお客さま (海外) が対象となる銘板不正使用

① 特別高圧変圧器 雷インパルス耐電圧試験 75%未満実施および巻線構造の一部部位における雷インパルスに対する絶縁性能の疑義
(調査・検証委員会中間報告書提言)

事案の概要	発生原因	是正内容と実施状況	今後の実施事項
<p>不適切事案の概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> 雷インパルス耐電圧試験において、分圧器の抵抗値を操作し、正規試験電圧の75%まで低減し試験を行っていた。また、一部の特定仕様（スター結線中性点の外部引き出しがない仕様）の変圧器において75%未満に試験電圧を低減していたことが判明した。 調査の過程において、異なる特定仕様の変圧器においても巻線構造の一部部位で雷インパルスの絶縁性能に疑義が生じた。 対象期間：1985年～2023年 ※対象機器納入リストから期間を判断 <p>調査対象数：</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,332台（特定仕様） <p>100%雷インパルス電圧値に対する絶縁性能に疑義がある製品数</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク対象17台 <p>製品の健全性とその根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 100%の雷インパルス電圧印加時の電位上昇解析により絶縁性能を評価した結果、上記17台が巻線構造の一部部位での絶縁性能に疑義が生じた <p>法令、規格、契約適合性(違反)の有無：</p> <ul style="list-style-type: none"> JEC規格違反および契約違反。 	<p>※調査・検証委員会の中間報告書(2024年5月14日公表)による。</p> <p>不正試験の開始時期、当初の当事者が不明の為、発生原因の特定は困難。推察としては、1980年代ごろから絶縁破壊が生じた場合の変圧器の修理負担を嫌って変圧器が壊れないようにするために、雷インパルス耐電圧試験を75%未満の低減電圧で実施していたと考えられる。</p> <p>規格に基づく試験の軽視などコンプライアンスおよび製品品質を軽視する姿勢があった。</p> <p>① 機会：電圧印加・計測回路を加工し、正規電圧で試験実施しているかのようなデータとすることが可能であった。また、最盛期は出荷対応を優先し、上記対応がやむを得ないと風潮があった。</p> <p>② 動機：出荷試験において万一絶縁破壊した際の、納期・再製作コストの影響やお客さま対応の負担を回避したかった。</p> <p>③ 正当化：フィールドでは試験条件の雷事象は発生せず不具合が発生しないと考えていた。</p> <p>④ 事案の判明・是正が長期化した要因：試験実務の内容が他の組織の社員の目に触れる機会がなく、他者からの指摘もなかった。</p>	<p>① 雷インパルス耐電圧試験の正規実施 不正な分圧器回路を撤去し、規格通り100%印加実施を2023年12月に是正済み。</p> <p>② 製品設計・試験で確認する仕組み 設計時に電位上昇解析を実施し、2024年8月に新たに作成した絶縁基準に基づき評価する仕組みを構築した。また、製造組立途中で電位上昇を実測し、雷インパルス試験前に設計値と実測値を評価する仕組みを構築して、2023年11月から是正済み。</p> <p>③ 既納品の健全性評価 絶縁性能に疑義のあるお客さまへのご説明に併せて、設備形態を確認し系統解析等によりフィールド使用上の健全性の評価を行う。是正が必要な場合は、避雷器の追加設置などを協議する。</p>	<p>③ 既納品の健全性評価 リスク対象のお客さまにご説明を行い対応方法の協議を行う。(2024年9月より協議開始)</p>

② JEC に定められた試験設備配置不適合（調査・検証委員会中間報告書提言）

事案の概要	発生原因	是正内容と実施状況	今後の実施事項
<p>不適切事案の概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年5月14日に受領した「特別高圧変圧器の不適切事案に関する調査・検証委員会の中間報告書」において、当社の雷インパルス耐電圧試験で配置する分圧器は、衝撃電圧発生装置と供試物の中間に配置する形で実施されており、JEC規格に適合していないことが指摘された。 対象期間：1968年～2024年 ※ 対象規格の制定時から調査 <p>調査対象数：</p> <ul style="list-style-type: none"> 東光高岳グループで所有する13か所の雷インパルス試験設備が対象。 <p>不適切対応対象設備数：</p> <ul style="list-style-type: none"> 同上13か所の設備全てが不適切。 <p>設備の健全性とその根拠：</p> <ul style="list-style-type: none"> 分圧器の性能評価をする為、供試物端にJEC規定で配置した別の測定システム（分圧器+オシロスコープ）の波形と既設測定システムの測定波形を実測比較して検証し、波高値・波頭長・波尾長を比較してJEC規格の判定値内であることを確認していることから、製品の健全性は担保できていると評価。 <p>法令、規格、契約適合性(違反)の有無：</p> <ul style="list-style-type: none"> 雷インパルス測定法に関するJEC規格のJEC 213：1982（2022年以降はJEC-0204に新規制定）および、JEC 0204：2022の要求である雷インパルス測定システムの設備配置（分圧器と供試物の位置関係）を満足していないことから、JEC規格違反および契約違反。 	<p>① 機会： 雷インパルス試験のJEC規格を十分に理解している試験員がいなかった。</p> <p>② 動機： ー</p> <p>③ 正当化： ー</p> <p>④ 事案の判明・是正が長期化した要因： 機会と同様</p>	<p>① JEC-213:1982 対応（2022年以降はJEC-0204に移行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 分圧器配置変更 <p>製品出荷に係る試験設備については2024年8月末に配置変更により是正。 ※ 研究所の1設備を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> JEC規格に準拠した応答特性の検証 測定システムの認可取得により是正（6設備）、新規に高圧プローブを設置し是正（2設備） 社外文書管理ワークフローを整備し、公的規格の改定から1ヵ月以内を目途に社内文書へ改定内容を反映。 JEC-213に準拠する出荷製品については、是正済の8設備で試験する運用により是正。 <p>② JEC-0204:2022 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 6設備において、オシロスコープ垂直分解能10bit以上、波形処理ソフトウェア購入、印加線・接地線の再整備、および高電圧試験用測定システム（JEC 0204 2022）の校正について、メーカー側の確認の完了により是正 JEC-0204に準拠する出荷製品については、是正済の6設備で試験する運用により是正。 	<p>① JEC-213:1982 対応（2022年以降はJEC-0204に移行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷製品に係る試験設備は左記のとおり8設備が是正済み、残りの5設備については、2024年12月末までに完了する見通し。 <p>② JEC-0204:2022 移行対応</p> <p>JEC-0204への移行スケジュールは、オシロスコープ垂直分解能10bit以上、波形処理ソフトウェア購入、印加線・接地線の再整備およびメーカーによる認可を順次進めており、現在6設備が完了し、2026年度中に全ての設備について、同規格を取得完了する見通し。</p>

③ JEC に定められた応答特性不適合（調査・検証委員会中間報告書提言）

事案の概要	発生原因	是正内容と実施状況	今後の実施事項
<p>不適切事案の概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> JEC-0204:2022 JEC 規格に規定された応答特性の検証内容を十分に理解しないまま、シールド抵抗分圧器のシールドを取り外し、試験を行っていた。 また、「正確な数値を測定して行う正しい試験」が実施できていない可能性があるとして調査・検証委員会から指摘を受け、調査を行った。 対象期間：2008年～2024年 ※ 不適切対象となるシールド抵抗分圧器の使用期間から判断 <p>調査対象数： 1 設備</p> <p>不適切対応対象製品数： 1 設備</p> <p>製品の健全性とその根拠：</p> <ul style="list-style-type: none"> 抵抗分圧器のシールド有無による比較検証試験で測定される雷インパルス波形は JEC 規定値の範囲以内であり、これまでの製品試験は健全な波形が測定されていたと言えることから、製品の健全性は担保できていると評価。 <p>法令、規格、契約適合性(違反)の有無：</p> <ul style="list-style-type: none"> JEC 規格違反および契約違反。 	<p>※ 調査・検証委員会の中間報告書（2024年5月14日公表）による。</p> <p>雷インパルス試験設備の動特性としての応答特性に関する JEC 規格不適合について、従業員はシールドを外すことが JEC 規格に違反するものであることを認識していなかった。</p> <p>① 機会： 雷インパルス耐電圧試験に関与する技術者が JEC 規格を十分に理解していなかった。 JEC 規格を遵守させるような社内体制が整備されていなかった。</p> <p>② 動機： 抵抗分圧器のシールド部は 3 か所あるが、最上部のシールドを外した状態で雷インパルス耐電圧試験を従前より行っており、疑問に思っていなかった。</p> <p>③ 正当化： 試験の都度、雷インパルス波形を観測して JEC 規定に収まるように機器の設定を調整するため、測定系の分圧器の個別特性把握は影響しないと考えた。</p> <p>④ 事案の判明・是正が長期化した要因： 本業務に携わる技術者は、シールドを外して試験することが JEC 規格に違反することを認識していなかった。</p>	<p>① 変圧器試験場の設備更新</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 試験場の雷インパルス試験設備は 2024 年 8 月に設備更新を実施。また、新規に設置した雷インパルス測定システムにより、要求仕様に基づく試験を実施されており、特性判定を完了した。 <p>これらに併せて既設のシールド付き分圧器の撤去を実施。</p> <p>上記対応により是正完了。</p>	<p>—</p>

④ 特別高圧変圧器 雷インパルス耐電圧試験電圧・電流波形の事実と異なる波形データの報告（調査・検証委員会中間報告書提言）

事案の概要	発生原因	是正内容と実施状況	今後の実施事項
<p>不適切事案の概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別高圧変圧器の雷インパルス耐電圧試験で 75%電圧印加と 100%電圧印加の波形を比較で変わりが社内規定値を超過した場合に、100%印加試験時の波形を破棄し再度 75%印加にて試験を行いその電圧・電流波形を 100%の波形に測定器で補正し事実と異なる波形を報告した。 対象期間：2019 年～2021 年 <p>※不適切な報告をしていた者が従事していた時期から対象期間を判断</p> <p>調査対象数：</p> <ul style="list-style-type: none"> 52 件 <p>不適切対応対象製品数：</p> <ul style="list-style-type: none"> 17 件 <p>製品の健全性とその根拠：</p> <ul style="list-style-type: none"> 事実と異なる波形の変わりで絶縁破壊の有無を評価したものの、耐電圧試験後の出荷確認で油中ガス分析を行い内部放電などの異常がないこと（絶縁破壊がないこと）を確認していることから、製品の健全性は担保できていると評価。 <p>法令、規格、契約適合性(違反)の有無：</p> <ul style="list-style-type: none"> JEC 規格違反および契約違反。 	<p>※調査・検証委員会の中間報告書（2024 年 5 月 14 日公表）による。</p> <p>雷インパルス耐電圧試験の波形評価に対して十分な理解を有していなかったと想定される。（波形比較の変わりを正しく評価できれば、通常は波形の再取得は不要と判断する）</p> <p>一方で測定器による不正を応用して事実と異なる電圧・電流波形を作成し、事実と異なる波形を試験成績書で報告を行ったことは、規格の軽視や品質の軽視があった。</p> <p>① 機会：担当者間だけで上司や外部に漏れない状況で稀に行っていた。</p> <p>② 動機：変圧器にストレスをかけることを避けるため、意識して低減した電圧の波形を報告した（波形をお客さまに提出し、指摘を受けた際に説明に窮することを気にした）。</p> <p>③ 正当化：事実と異なる波形を報告しているが、試験自体は実施していることから製品品質は問題ないと判断した。</p> <p>④ 事案の判明・是正が長期化した要因：一部の限定された担当者のみが知り得ていた事実であったため、外部に漏らしたくないといった意向が働き、問題が表面化するまで時間を要した。</p>	<p>① 変圧器試験場の設備更新</p> <p>第 1 試験場の雷インパルス試験設備は 2024 年 8 月に設備更新を実施。自動的に分圧比を設定する仕組みとすることで、分圧比を変えての不正はできないよう是正済み。</p> <p>② 検査チェックシートの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査チェックシートに変わりが波形の判定時の注意事項として、波形の良否判断について判断基準を明記し、判断が困難な場合は、上司へ報告し良否判断を行うことをルール化。 設定した分圧比が自動でインパルスデータに記録されるようにシステム化するとともに、業務に精通した上位職がデータの報告内容などチェックする仕組みを導入。 <p>上記是正対策を実施済み。</p>	<p>品質勉強会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格や仕様の重要性、これを軽視することの影響等、具体的事例を踏まえた対話活動を展開（2024 年 9 月実施予定）。

⑤ 変成器 部分放電試験未実施

事案の概要	発生原因	是正内容と実施状況	今後の実施事項
<p>不適切事案の概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> 小山事業所にて製造した変成器の一部製品で受入試験の部分放電試験を未実施。 対象期間および製品： <ul style="list-style-type: none"> ① 1996年～2009年製で JEC1201-1996 準拠の油入変成器 (CT)、油入計器用変成器 (VT・EVT) ② 2003年～2012年製で JIS C1736-2003 準拠の油入計器用変成器 (VCT) <p>※対象機器の納入リストから期間を判断 調査対象数：4,730 台 不適切対応対象製品数：173 台 うち CT：145 台、VCT：9 台 EVT：15 台、VT：4 台</p> <p>製品の健全性とその根拠：</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品特性として製造上のばらつきが少なく、設計・製造面での変更は実施していないこと等から、部分放電試験を実施していない製品についても実用上の健全性は担保でき、また、短時間交流耐電圧試験で十分絶縁性能の検証が可能であることから、製品の健全性は担保できていると評価。 <p>法令、規格、契約適合性(違反)の有無：</p> <ul style="list-style-type: none"> JEC・JIS 規格違反および契約違反。 	<p>JEC (1996年) および JIS (2003年) の規格改定で部分放電試験が受入試験に追加されたものの、従来規格のままの部分放電試験を実施しなかった。是正は JEC 品は 2009 年以降、JIS 品は 2012 年以降に行われた。</p> <p>不適切対象製品は 2017 年まで小山事業所にて製造し、2018 年から蓮田に製造移管されており、発生原因などは詳細不明につき以下想定で記載。</p> <p>① 機会：品質管理部門内で JEC および JIS の規格改定を知らなかった。また、改定された規格の内容を業務に反映する仕組みがなかった。</p> <p>② 動機：試験作業の変更・仕組みの見直しは手間がかかるため、実施を怠っていた。</p> <p>③ 正当化：過去の規格は部分放電試験実施の要求がなかったため、これまでと同様に未実施でも問題なく、フィールド器においても不具合がなかったことから問題ないと判断した。</p> <p>④ 事案の判明・是正が長期化した要因：当該製品は 2018 年以降に蓮田へ製造移管しており、移管前の状況を詳しく知る社員が、担務していなかった。</p>	<p>① 部分放電実施の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在は受入試験で、部分放電試験を実施するよう是正済み。 <p>② 規格改正情報のタイムリーな収集とマニュアル反映の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的規格やお客さま仕様の変更情報を社内マニュアルへ反映する仕組みを構築済み。 各部門で規格管理責任者を任命し、業務分担表に記載して責任の明確化を実施。 	<p>—</p>

⑥ 気中断路器および接地開閉器 出荷試験省略

事案の概要	発生原因	是正内容と実施状況	今後の実施事項
<p>不適切事案の概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷試験の商用周波耐電圧試験と開閉試験を未実施にもかかわらず、試験を実施したと不適切な記載を行った試験成績書をお客さまに提出していた。 さらに、主回路抵抗試験で測定値と異なる抵抗値を試験成績書に自動で記載していたことも判明した。 対象期間：1960年～2022年 ※ 残存する納入リストの期間 <p>調査対象数： 82,692台</p> <p>不適切対応対象製品数 約 78,500台 (契約違反に該当：証拠なし含む)</p> <p>製品の健全性とその根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器の性能は形式試験が適正に実施されていること、また、製作工程上の寸法管理や動作確認、現地組立試験により健全性は担保できていると評価。 <p>法令、規格、契約適合性(違反)の有無：</p> <ul style="list-style-type: none"> JEC規格違反および契約違反。 気中断路器は電技に抵触（耐電圧試験）するものの、電技で定める技術的根拠を当社から示すことで電技違反なし。 接地開閉器は電路に該当しないため電技違反なし。 	<p>商用周波耐電圧と開閉試験</p> <ul style="list-style-type: none"> JECの「お客さまとの協議により、抜取り可」を、抜取り数量を協議せずに生産設備と操業に合わせて、適宜の数量を抜取りにより試験を実施していた。 <p>主回路抵抗試験</p> <ul style="list-style-type: none"> 抵抗測定は全数実施しているものの試験成績書への転記作業が煩雑であったため、乱数自動作成ツールを使用し、手間を省いた。 <p>① 機会： -</p> <p>② 動機： 組立と試験の作業時間が短縮され、原価低減が図れるとの意識が働いた。</p> <p>③ 正当化： 1960年代より長期にわたり試験未実施が常態化しており、その業務を引き継いできた担当者に不正の認識がなかった。</p> <p>④ 事案の判明・是正が長期化した要因： 長年にわたって継続された部門内常識を問題として認識していたが、社外への波及が大きくなることを恐れ、言い出せなかった。</p>	<p>① 全数試験の実施、自動転記の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> 2008年以降に設備増強を開始し、2012年に部門内で設備是正を段階的に講じて耐電圧設備および試験用架台を設置、2022年11月には完全に全数試験に移行済み。 主回路抵抗測定試験の自動転記は2018年3月に使用禁止とした。 <p>② お客さまと抜き取り条件を協議</p> <ul style="list-style-type: none"> お客さまと協議のうえ、個別契約における抜き取り条件の取り決めを行う（見積段階で抜き取り仕様を提示する仕組み）。 <p>③ JEC規格の見直し提言</p> <ul style="list-style-type: none"> JEC2310の改訂時に気中断路器の試験内容見直しを提言（2025年に改訂予定）し規格を明確化。 <p>④ 自動試験装置の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐電圧と開閉試験の自動試験装置を設置し、実施状況などの結果に人的介入ができない仕組みを構築。 チェックシートの記載数値とお客さまへ提出する試験成績書のリンク機能を整備。 品質管理工程図、試験手順書を見直し。 	<p>② 見積段階で抜き取り仕様を提示する仕組みは2024年10月完了予定。運用はお客さまとの契約時から順次適用していく。</p> <p>④ 自動試験装置（屋外）と試験成績書リンク機能などは2024年度下期に実施予定。</p>

⑦ 経歴詐称による公的資格取得

事案の概要	発生原因	是正内容と実施状況	今後の実施事項
<p>不適切事案の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工管理技術検定受検の際、必要とされる経歴に不備がある状態で受検の上、資格を取得し、有資格者として業務に従事したケースがあった。 ・ 対象期間：1995年～2023年 ※ 対象者へ事実確認が可能な期間 <p>調査対象数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得者 362名の調査 <p>不適切対応対象数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 112名 このうち、受検資格が不備だった者が工事に携わった物件は44件。 <p>製品の健全性とその根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去工事物件の健全性は今後評価方法を検討の上、確認を行う。 <p>法令、規格、契約適合性(違反)の有無:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業法違反 	<p>以下の理由から、監理技術者講習が開始された1995年度より、当社内において資格取得が励行されていたものと推定される。</p> <p>① 機会：学歴など、受験資格を有する社員への通知（受験する事ありきの風潮であった）。</p> <p>② 動機：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社として資格取得を励行しており、これを受け、一部の社員が自組織の有資格者を増やすため、事実と異なる経歴を記載した。 ・ また、一部の組織では、工事に携わることが出来る技術者を拡充し売上拡大を図りたいとの意向が働いた。 <p>③ 正当化：これまで資格取得に関し、経歴の不備が問題となることが無かった。</p> <p>④ 事案の判明・是正が長期化した要因：第三者の視点でチェックを行う仕組みが無かった。</p>	<p>① 配置の是正・廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切資格取得者である専任技術者が配置されている主たる営業所については、受検要件を満たす経歴を有する有資格者を改めて配置。 ・ 現在施工中の案件（2件）については、資格取得の経歴に不備のある技術者の変更手続きを実施予定。 （うち1件は9月末～10月初旬に変更することでお客さまと協議済み、1件はお客さまとの協議完了次第変更を行う） <p>② 申請フローの厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後実務経験を申請する場合は、受検希望者が自身の実務経験を証明するエビデンス（工事体制表など）を添付し、当社の工事部門が承認した場合にのみ、実務経験証明の押印ができる運用とした。 	<p>お客さま対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の対応を順次実施： <ul style="list-style-type: none"> ・ 受検資格が不備だった者が工事に携わった44件に対し、お客さまへ説明。 ・ 過去の施工内容の健全性の評価方法を検討。 ・ 上記対応に併せて過去実施済みの44件の健全性を確認。 <p>受検資格不備対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2024年9月中旬：追加調査 ・ 2024年10月下旬：最終リスト確定し関係機関へ報告

⑧ 特定のお客さま（海外）が対象となる銘板不正使用

事案の概要	発生原因	是正内容と実施状況	今後の実施事項
<p>不適切事案の概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社グループ会社（海外）において、お客さまの指示により第三者の銘板を製作の上、自社製作の製品に取り付けを行い出荷していた。 対象期間：2022年～2023年 ※ 銘板図で不正が確認された期間 <p>調査対象数：774台</p> <p>不適切対応対象製品数：33台</p> <p>製品の健全性とその根拠：</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品自体は適正な試験を行って出荷していることから、製品の性能は問題ないことを確認。 <p>法令、規格、契約適合性(違反)の有無：</p> <ul style="list-style-type: none"> 商標権侵害リスクは低いですが、国外法における不正競争行為や製品標識に関連する法に抵触する恐れがある。 	<p>① 機会：当該グループ会社では社内ルールが整備されておらず、また、担当が法律知識や遵法意識が不足していた。</p> <p>② 動機：—</p> <p>③ 正当化：お客さまの製作指示書に第三者銘板の取り付け記載があり、安易な判断で対応してしまった。他社銘板を使用する行為が、これまで対応していたOEM契約と同等の扱いで問題ないと誤認した。</p> <p>④ 事案の判明・是正が長期化した要因：社内ルールの未整備、および法律知識や遵法意識が不足していたことにより、問題であることに気づくことができなかった。</p>	<p>① お客さまへの申し入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> お客さまに第三者銘板を取り付けない旨、申し入れを行い、了承を得た。 <p>② 社内マニュアルへの追加による注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計資料に「第三者銘板の使用禁止」を追記した。 <p>③ 社内システムの改修による管理強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内における銘板製作管理の強化として、当該グループ会社の銘板又は委託者自身の銘板のみ選択できるよう、システム改修を行った。 <p>上記対応により是正完了。</p>	<p>—</p>